

CJLC におけるメディア授業での大阪大学日本語日本文化教育センター発行教材の利用 についてのガイドライン

感染症の感染拡大防止あるいは災害等により対面授業ができず、メディア授業を行う場合の大阪大学日本語日本文化教育センター発行教材（以下、センター発行教材）の利用について以下のように定める。

1. 本ガイドラインの対象となるセンター発行教材とは、奥付の発行者が「大阪大学 日本語日本文化教育センター」、「大阪外国語大学 日本語日本文化教育センター」、「大阪外国語大学 留学生日本語教育センター」、「大阪外国語大学 留学生別科」と記載されているものを指す。
2. CJLC のメディア授業でセンター発行教材を使用する場合、センター発行教材を学生が手に入れることができない状況にある期間に限り、センター発行教材の複製^{*}をインターネット送信することができる。ただし、センター発行教材の内容を改変することはできない。
3. 複製をインターネット送信する範囲は、原則として、利用しようとするセンター発行教材の半分までと定める。
4. 複製部数、あるいはインターネット送信の受信者数は、授業の担当教員及び当該授業の履修者等の数を超えないこととする。
5. CJLC のメディア授業でセンター発行教材の複製をインターネット送信する際には、CJLC 事務室を通して学務委員会に届け出ることとする。（届け出る項目は、①科目担当者名、②科目名、③叢書名、④ページ数、⑤科目受講者数、⑥複製のインターネット送信が必要な理由の6項目。）

※「複製」とは、以下のようなものを指す。

手書き、キーボード入力、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により、既存の著作物の一部又は全部を有形的に再製すること。

(例)・センター発行教材をスキャンして変換した PDF ファイルの記録メディアへの保存

- ・センター発行教材の内容をコピーして講義資料に含めること
- ・キーボード等を用いて著作物を入力したファイルのパソコンやスマホへの保存
- ・パソコン等に保存された著作物のファイルの USB メモリへの保存
- ・著作物のファイルのサーバーへのデータによる蓄積（バックアップも含む）

令和2年12月17日
大阪大学日本語日本文化教育センター